

小美玉市立野田小学校 「学校いじめ防止基本方針」

令和3年4月 改定

1 いじめ防止に関する本校の考え方

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、児童一人一人が多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「学ぶ力を身に付け、たくましく、心豊かな児童の育成」を教育目標に、「学校が楽しい」と答える児童が100%になることを目指している。家庭・地域社会その他の関係者の連携の下、いじめ防止対策推進法第13条の規定に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、学校いじめ防止基本方針を策定する。

2 いじめの定義と基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。（いじめ防止対策推進法 第2条）

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

(2) いじめの基本認識

- いじめは人間として絶対に許されないという強い認識に立つこと。
- いじめ問題に対しては被害者の立場に立った指導を行うこと。
- いじめ問題は学校の在り方が問われる問題であること。
- 関係者が一体となって取り組むことが必要であること。
- いじめ問題は家庭教育の在り方に大きくかかわる問題であること。
- いじめが「解消されている」状態とは、「いじめに係る行為が相当の期間（3ヶ月を目安とする）止んでいること」、「被害者が心身に苦痛を感じていないこと（生徒・保護者に面談等で確認をする。）」の2点が満たされている場合である。【 H29 いじめ防止等のための基本的な方針の改訂により追加 】

(3) 具体的ないじめの様態

- ひやかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをしつこく繰り返し言われる。
- 意図的に仲間はずれ・集団による無視をされる。
- わざと、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- **けんかについても、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かの判断をする。【 H 2 9 いじめ防止等のための基本的な方針の改訂により追加 】**

3 いじめの未然防止

(1) 基本的な考え方

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめ問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。（国の基本方針）

(2) 本校の「いじめの未然防止」について

本校は、「いじめの未然防止に関する国の基本方針」に基づき、次の取組により、いじめの未然防止を図る。

① 学級経営の充実

- わかる授業の実践に努めるとともに、児童一人ひとりが成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。
- ソーシャルスキルトレーニングやグループエンカウンター、アサーショントレーニング等を実施したり、学校生活に関するアンケートを定期的に行い、児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。

② 道徳教育の充実

- 道徳の授業により、未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」を未然に防止する。
- いじめを「しない」「許さない」という人間性豊かな心を育てる。
- 児童の実態に合わせて、内容を十分に検討した題材や資料等を取り扱った道徳の授業を実施する。

- 子どもたちの心根が揺さぶられる教材や資料に出会わせ、人としての「気高さ」や「心づかい」「やさしさ」等に触れることによって、自分自身の生活や行動を省み、いじめを抑止する。
- 道徳の授業により、いじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるようにする。【平成29年 いじめ防止等のための基本的な方針の改訂により追加】
- ③ 人権教育の充実
 - 全教育活動を通じた人権教育の推進を図り、いじめのない誰もが楽しいと思える学校づくりに努める。
 - ・「人権集会」の実施、人権メッセージの作成を通して児童が人を思いやることの大切さに気付くようにする。
 - ・児童会活動において、自尊感情や自己肯定感を高めるための取組を児童主体で行う。
- ④ 体験活動の充実
 - 運動会や長縄跳び大会等の行事を通して、協力して作り上げる達成感・感動を味わわせ、人と関わることの喜びを体感させる。
 - 児童が、他者や社会、自然との直接的な関わりの中で自己と向き合うことで、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自ら気付き、発見し、体得できるようにする。
 - 福祉体験やボランティア体験、勤労体験等発達段階に応じた体験活動を体系的に展開し、教育活動に取り入れる。
- ⑤ 縦割り班活動の実施
 - 縦割り班活動の中で、協力したり協調したりすることを学習し、人とよりよく関わる力を身に付けさせる。
- ⑥ SNS、インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策
 - 全校児童のインターネットに関する使用状況調査を行い、現状把握に努めるとともに、外部講師を活用し、児童に情報モラル教育をするなどして迅速に対応する。
 - 保護者の協力のもと、関係機関と連携を図り、速やかな解決に努める。
- ⑦ 相談体制の整備
 - 定期的実施する「生活アンケート」の後、学級担任による教育相談を行い、児童一人一人の理解に努める。
 - スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を活用し、教育相談の充実に努める。
- ⑧ 学校相互間の連携協力体制の整備
 - 中学校や幼稚園・保育所等との情報交換や交流学习を行う。
- ⑨ 保護者や地域の方への働きかけ
 - 授業参観や保護者研修会の開催、HP、学校だより等による広報活動により、いじめ防止対策や対応についての啓発を行う。
 - 個人面談等で、児童の様子について情報を共有する。
 - PTAの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や基本方針等の情報を共有し、意見交換をする場を設ける。
 - インターネットを使用する場合のルールやモラルについて外部の有識者を講師に啓発や研

修を行い、ネットいじめの予防を図る。

- P T Aや地域の関係団体等との連携を図りながら、法の趣旨及び法に基づく対応に係る広報啓発を充実する。【平成29年 いじめ防止等のための基本的な方針の改訂により追加】

4 いじめの早期発見について ～小さな変化に対する敏感な気づき～

(1) 基本的な考え方

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかと疑いをもって、早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。いじめの早期発見のため、学校や学校の設置者は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守ることが必要である。

(国の基本方針)

(2) 本校の「いじめの早期発見」への取り組みについて

① 日々の観察

- ・教職員が子どもたちと共に過ごす機会を積極的に設けることを心がけ、いじめの早期発見を図る。
- ・休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、子どもたちの様子に目を配り、「子どもたちがいるところには、教職員がいる」ことを心がける。
- ・いじめの早期発見のためのチェックリストを活用する。
- ・相談しやすい環境づくりをする。

② 観察の視点

- ・子どもたちの成長の発達段階を考慮し、丁寧で継続した対応を実施する。
- ・担任を中心に教職員は、子どもたちが形成するグループやそのグループ内の人間関係の把握に努める。
- ・グループ内での気になる言動を察知した場合、チームで適切な指導を行い、人間関係の修復にあたる。
- ・個々の実態の把握に努めるとともに対応策を考える。

③ 日記や連絡帳の活用

- ・日記や連絡帳の活用によって、担任と子ども・保護者が日頃から連絡を密に取り、信頼関係を構築する。
- ・気になる内容については、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

④ 教育相談（学校カウンセリング）の実施

- ・教職員と子どもたちの信頼関係を形成する。
- ・日常生活の中での教職員の声かけ等、子どもが日頃から気軽に相談できる環境をつくる。
- ・定期的な教育相談期間を設けて、全児童を対象とした教育相談を実施する。

⑤ いじめ実態調査の生活アンケート

- ・アンケートは発見の手立ての一つであると認識した上で、実態に応じて毎月1回実施する。
 - ・保存期間は卒業後3年間とする。
 - ・実施にあたっては、生活アンケートの中に入れて調査し、実態の早期発見に努める。
- ⑥ QUテストの実施
- ・6月にQUテストを実施し、学級内の人間関係の状況を確認する。児童の学級での居心地関係を把握し、温かい支持的風土のある学級づくりへの改善の手がかりとして活用する。
- ⑦ 配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

【平成29年 いじめ防止等のための基本的な方針の改訂により追加】

5 校内体制

(1) 生徒指導委員会

- 構成 校長，教頭，教務主任，生徒指導主事，学年主任（低・中・高），養護教諭
 - ・毎週月曜日の職員集会において，児童の生活状況の情報交換をおこなう。
 - ・月1回職員会議において，配慮を要する児童の状況についての共通理解・対応について話し合う。
 - ・生活アンケートを月1回行う。
 - ・随時，生徒指導委員会において，いじめ未然防止の努める。

(2) いじめ防止対策委員会

- 通常構成 校長，教頭，教務主任，生徒指導主事，学年主任（低・中・高），養護教諭
- 重大構成 通常構成委員・市ソーシャルワーカー・市教委・その他関係機関

(3) いじめ対策委員会の役割

① 体制の拡充

- ・いじめに関する事象が発見された場合は、速やかに学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。

【平成29年 いじめ防止等のための基本的な方針の改訂により追加】

- ・すべてのいじめに関する事象について、情報を得た教職員は管理職に報告をする義務がある。
- ・校長は生徒指導主事・担任による注意・指導で解決を図ることができる事象かどうかを判断し、解決を図ることができる事象ではないと判断した場合は、即時に校内委員の招集を行い、臨時いじめ対策委員会を開催する。
- ・臨時いじめ対策委員会では、児童からの聴取、聴取後の対応、保護者対応等を行い、事実を時系列で整理・記録し、対応方針の確認を行う。なお、校長は市教育委員会と連携して対応を図り、報告書の提出を行う。
- ・いじめ事象のレベルに応じて対応方針および対応措置を校内委員会で決定するが、関係機関と連携が必要な事案に関しては、いじめ事象のレベルに関わらず関係機関への相談や通報を行う。なお、通報時には被害者・被害者の保護者の意向（関係機関への相談・通報・被害届の提出等）をよく聞き、適切に対応する。
- ・指導後、改善が見られた場合、校内での対応を継続して見守り、再発防止についての取り組み（継続的な観察・指導，保護者との連携・行政等関係機関との連携など）を行う。
- ・深刻な事案に迅速に対応できるよう校内委員会の相談窓口を限定せず、いじめ相談に対応す

る。

- ・校内委員会は小美玉市スクールソーシャルワーカーとの連携を密にし、解決困難な問題支援を要請する。

② 教職員の取組支援

- ・校内委員会は、いじめに関する生活アンケート調査を定期的実施する。
- ・校内委員会は、いじめの防止・解決にかかわる資料を集め活用方法を教職員に広く紹介する。
- ・校内委員会は、いじめ防止にかかわる研修を実施する。
- ・校内委員会は携帯・インターネット問題の講習会等を実施し、情報モラルに関する指導法の充実・改善に努める。

(4) いじめの早期対応について 迅速かつ組織的な対応

① 正確な実態把握

- ・当事者双方や周りの子どもからの聴き取りを行い、情報収集と記録、いじめの事実確認等に努める。
- ・関係教職員と情報を共有し、事案について正確に把握する。
- ・一つの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握するよう心がける。

② 指導体制、方針決定

- ・教職員全員で共通理解を図り、指導のねらいを明確にする。
- ・問題を把握したら一人で抱え込まず、指導体制を整え、対応する教職員の役割分担を明確にして組織で対応する。
- ・教育委員会、関係機関との連絡調整を密に行う。「報告・連絡・相談」の徹底

③ 家庭との連携

<いじめられた児童>

- ・「絶対に守る」姿勢で、人権に配慮しながら、状況についての的確に伝え、本人・保護者の悩みや不安を共感的に受け止めて対応する。
- ・いじめ事案解消のための具体的な対策と二度と起こさない対応策について理解を求めながら、信頼関係の構築に努める。
- ・必要に応じて、家庭訪問を実施し、保護者の協力を求め、学校との連携した対応について十分に協議して、解決にあたる。
- ・複数の職員による看護を強化し、日々の状況経過を観察し、必要に応じてカウンセラーを活用し、児童の心のケアに努める。

<いじめた児童>

- ・いかなる理由があっても、「いじめは絶対に許されない行為」として、毅然とした指導をするとともに、二度といじめを起こさない環境づくりのために、保護者に協力を求める。
- ・いじめに至った背景や原因、家庭での様子を確認しながら、人権意識を高める継続支援を行う。

④ 全体指導計画の作成と実践的な校内研修の実施

- ・児童理解に関する研修、指導援助の在り方に関する研修を実施する。
- ・各分掌の役割を明確化し、日常的な取組を実施する。

6 いじめが発生した場合の対応（基本的な流れ）

- (1) 問題行動等の把握 関係職員→生徒指導主事→校長（教頭）
- (2) 詳細の確認と対応方針の決定（いじめ防止委員会）
- (3) 事実確認
 - ・被害児童との面談・加害児童との面談・周知児童からの状況確認・アンケート調査
- (4) 対応協議（いじめ防止委員会）
 - ・保護者への報告，被害・加害児童への対応，解決までの看護体制
 - ・学級・学年・全体の指導内容・市教育委員会との連携
- (5) 全職員の情報共有（事実確認・対応方針の共通理解）
- (6) 保護者への連絡（家庭訪問の実施・説明・協力要請）
- (7) 対応協議（いじめ防止委員会）
 - ・家庭からの配慮事項，要望の確認とその後の対応策について
- (8) 解決に向けた対応
- (9) 学級・学年・全体指導
- (10) 経過観察（3ヶ月）・報告
 - ・保護者への事後の状況報告と確認

7 重大事態への対応

- (1) 重大事態の定義
 - ・いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。【法第 28 条第 1 項第 1 号】（生命心身財産重大事態）
 - ・いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。【法第 28 条第 1 項第 2 号】（不登校重大事態）
 - ※ 被害児童生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき」を含む。【基本方針】
- (2) 重大事態の判断
 - ・重大事態は，事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく，「疑い」が生じた段階で調査を開始する。
 - ・被害児童生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったとき（人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合を含む。）は，その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても，重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。
 - ※ 被害児童生徒や保護者からの申立ては，学校が知り得ない極めて重要な情報である可能性があることから，調査をしないまま，いじめの重大事態ではないとは断言できないことに留意する。【平成 31 年 いじめの重大事態対応マニュアルから】
- (3) 重大事態（疑い含む）の発生報告
 - ・「生命心身財産重大事態」については，学校は事案を認知した場合，速やかに教育委員会に報告を行う。
 - ・「不登校重大事態」については，欠席が 30 日に達する前から，教育委員会に相談をしつつ，児童生徒への聴き取りを始める。重大事態と判断した際には，判断した後 7 日以内に教育委

委員会を経由して市長に報告する。

(4) 調査組織 (学校主体の場合)

- ・既存の学校いじめ対策組織に第三者(学識経験者、心理・福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有するもの)を加えた組織
- ・学校が立ち上げた第三者による調査組織

※ 調査に当たっては、公平性・中立性を確保することが大切であり、調査目的、調査組織、調査期間、調査事項、調査方法、調査結果の提供等について、被害児童生徒やその保護者等に進捗状況も含め、適切な情報提供をしていく必要があります。

【平成31年 いじめの重大事態対応マニュアルから】

(5) 調査について

- ・学校が調査を行う場合は、「いじめの防止等のための基本的な方針」(文部科学大臣決定)に基づき、「いじめ防止対策委員会」を中心に、被害児童・保護者の思いを踏まえるとともに、調査の公平性・中立性の確保に努め、事実関係を明確にする。

【平成31年 いじめの重大事態対応マニュアルから】

- ・調査方法および対象については十分に検討し、組織的に調査を行う。

調査方法・・・①聴き取り、②アンケート、③各種記録等

調査対象・・・①いじめの被害者・加害者、②他の児童生徒、③保護者、④教職員等

(6) 調査結果等の説明

- ・法第28条第2項により、いじめの重大事態の調査を行った場合、その結果等を当該調査に係る被害児童生徒及び保護者に対して適切に提供する。

- ・詳細な調査を実施していない段階で、「いじめはなかった」などと断定的に説明してはならない。
- ・被害児童生徒・保護者の心情を害する言動は厳に慎むこと。
- ・被害児童生徒・保護者に寄り添いながら対応することを第一とし、信頼関係を構築すること。

【平成31年 いじめの重大事態対応マニュアルから】

(7) 調査結果を小美玉市教育委員会に報告する。

(8) 調査結果を踏まえ、当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な取組を進める。

8 関係機関との連携

(1) 地域・家庭との連携の推進

- ① 保護者には学校だより・学年通信等を通じて、学校での取組紹介や相談機関の紹介を行う。
- ② 学校評価委員会との連絡・連携を密にし、情報の共有化と協力依頼を行う。
- ③ 民生委員・児童委員・保護司会との連携
- ④ PTAとの連携・PTA本部との連絡を密にし、情報の共有化と協力依頼

(2) 各種資料をもとに早期発見の協力依頼 ① いじめの防止等に関する学校の基本方針や取組をホームページ等で積極的に発信する。

(3) 関係機関との連携の推進

- ① 警察署少年係と触法行為に係わる事象について連携を図る。
- ② 小美玉市教育委員会指導室・児童相談所・警察サポートセンターとの連携と、各種相談機関に関する保護者への啓発活動を推進する。
- ③ スクールソーシャルワーカーを有効活用し、いじめ対策委員会との連携においていじめ問題について対応を検討する。
- ④ 不登校児童の学習の場として、小美玉市教育委員会適応指導教室との密な連携・連絡を図る。

9 評価

- (1) 学校評価における留意事項 いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。
 - ① いじめの早期発見に関する取組に関すること。
 - ② いじめの再発を防止するための取組に関すること。
- (2) 学校評価の実施時期
 - ・いじめ未然防止の取組状況について、学期1回、職員、児童、保護者、学校関係者からアンケートをとり、教育効果を高めるための工夫改善・見直しを図る。